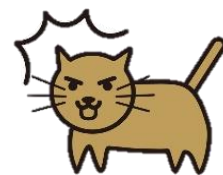


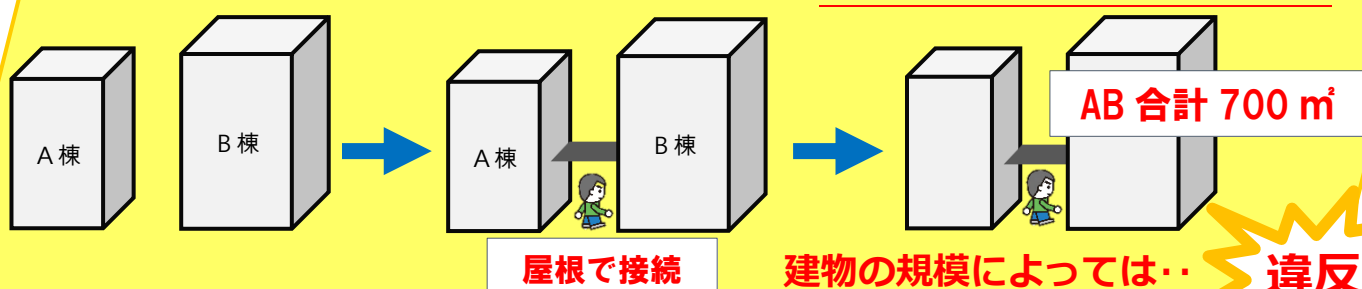
# えっ？こんなことでも



## 消防法令違反!?

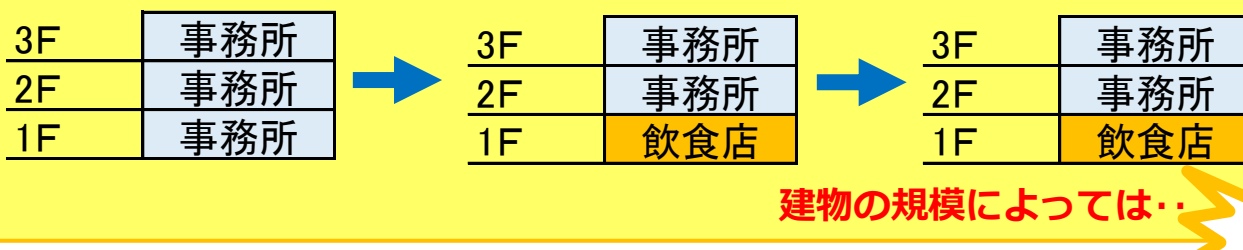


〈例1〉雨よけのために屋根を作った。



※合計面積が消防法に定められた基準を超える場合は、新たに屋内消火栓設備等の設置義務が生じます。

〈例2〉建築時と違う用途のテナントが入居した。



※不特定多数の方が利用する用途が入居すると、建物全体に自動火災報知設備等の設置が必要になる場合があります。

重大な消防法令違反の大半は、無届による増築・接続、または用途変更で発生しています。消防法令による消防用設備等は、建物構造、面積、用途によって規制されます。建物と建物の接続、用途変更（新たなテナントの入居）などにより、**重大な消防法令違反対象物**になるケースが多く見られます。

建物の**増築・接続**や**使用用途の変更**をお考えの場合は、**事前に最寄りの消防署へご相談**ください。

[各消防署担当係 連絡先]

消防局 予防課指導係 TEL:(0823)26-0324  
西消防署 予防査察係 TEL:(0823)26-0335  
東消防署 予防査察係 TEL:(0823)74-8906



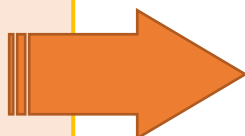


# 防ごう!重大違反

事業や店舗を始めようとする方へ

事前に管轄の消防署に相談してください。

- 建物の増改築や改修をするとき
- 建物の用途を変更するとき
- テナントを入れ替えるとき
- 店舗等を開業するとき etc.



事前の届出や新たに消防用設備等の設置が必要となる場合があります！

必要な届出書類 etc.

| 届出書類                | 届出義務者  | 届出書の概要  |
|---------------------|--------|---|
| 工事整備対象設備等着工届出書      | 消防設備士等 | 消防用設備等の設置工事をする前に、その旨を届出る書類です。                 |
| 防火対象物使用（変更）届出書      | 経営者    | 建物を使用する前に、その旨を届出する書類です。                       |
| 消防用設備等設置届出書         | 関係者    | 消防用設備等の設置完了後に、その旨を届出る書類です。届出後、完成検査を実施します。     |
| 火を使用する設備等の設置に関する届出書 | 経営者    | 変電設備、ボイラー等の火を使用する設備の設置工事前に、その旨を届出する書類です。      |
| 防火防災管理者選任（解任）届出書    | 経営者等   | 防火管理上必要な業務を行うための防火（防災）管理者を定めた際に、その旨を届出する書類です。 |
| 消防計画作成（変更）届出書       | 防火管理者等 | 防火上必要な事項を定めた際に、その旨を届出する書類です。                  |

- ※ 上記届出書のうち「工事整備対象設備等着工届出書」及び「消防用設備等設置届出書」以外の届出書類は、呉市消防局のホームページからダウンロードできます。
- ※ 工事の内容等により、上記以外の届出が必要となる場合があります。
- ※ 建築基準法等の法令に基づく手続きが必要になる場合がありますので、ご注意ください。



計画段階でいいので、相談してね。

### 【お問い合わせ先】

消防局予防課指導係 0823-26-0324  
 西消防署予防査察係 0823-26-0335  
 東消防署予防査察係 0823-74-8906